

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る実施方針策定等支援  
(P F Iアドバイザー) 業務公募型プロポーザル募集要領

1 目的

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業(以下「本事業」という。)については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づくP F I手法(B T O方式)を導入して実施する方針としている。

本事業を適正かつ確実に推進するため、建築技術、法務、財務等専門知識の提供及び民間事業者の公募のための各種資料の作成・公表、事業者選定に係る一連の支援を行う総合的アドバイザー業務(以下「本業務」という。)について委託する。

この要領は、本業務の受託業者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するため必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

(1) 業務名

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る実施方針策定等支援(P F Iアドバイザー)業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 提案上限額(消費税及び地方消費税含む)

35,435千円

(4) 委託期間

契約締結日から平成32(2020)年10月30日(金)まで

(5) 想定しているP F I事業

別紙「山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業の概要」のとおり

3 担当部局

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県教育庁総務課学校施設担当

電話番号 023-630-2905

F A X番号 023-630-2998

電子メール ホームページ下部に記載の「お問い合わせはこちら」

4 日程

- ・募集要領等の交付期間 平成30年12月21日(金)～平成31年1月11日(金)
- ・参加表明書に係る質問書の提出期限 平成30年12月28日(金)
- ・参加表明書に係る質問書の回答 平成31年1月7日(月)までに行う
- ・参加表明書の提出期限 平成31年1月11日(金)
- ・参加資格の審査結果通知 平成31年1月17日(木)までに行う
- ・企画提案書に係る質問書の提出期限 平成31年1月9日(水)

・企画提案書に係る質問書の回答	平成 31 年 1 月 15 日（火）までに行う
・企画提案書の提出期限	平成 31 年 1 月 22 日（火）
・プレゼンテーション審査の実施	平成 31 年 1 月 28 日（月）
・選定結果の通知	平成 31 年 1 月 30 日（水）までに行う
・業務委託契約の締結	平成 31 年 2 月中旬

## 5 参加者の資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 1 年以上引き続き業として本プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県競争入札参加資格者非指名要領に基づく非指名措置を受けていないこと。
- (7) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）第 125 条第 5 項に定める競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - ア 役員等（プロポーザル参加者が個人である場合にはその者を、プロポーザル参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(9) 過去 10 年以内に、国、地方公共団体又は国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）が発注した学校施設整備（新築、改築及び増築のほか、改修も含む。）に係る P F I 事業における民間事業者の選定等に関するアドバイザー業務を履行した実績があることを証明できること。

## 6 募集要領等の交付

### (1) 交付する資料

- ア 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る実施方針策定等支援（P F I アドバイザリー）業務公募型プロポーザル募集要領
- イ 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る実施方針策定等支援（P F I アドバイザリー）業務公募型プロポーザル提出書類作成要領
- ウ 仕様書
- エ 様式

### (2) 交付場所

山形県のホームページにより行う。

(<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700001/somuka-top-shisetu/>)

## 7 参加表明書等の作成及び記載上の留意事項

本プロポーザルに参加を表明する者は、次のとおり、参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 履行実績申出書（様式 2）
- ウ 会社概要（任意様式、パンフレット等の添付でも可）

### (2) 提出期限

平成 31 年 1 月 11 日（金）午後 5 時

### (3) 提出先

3 による（山形県の休日を定める条例（平成元年 3 月山形県条例第 10 号）に規定する県の休日を除き、提出時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。）。

### (4) 提出部数

1 部（左上ダブルクリップ止めとする。）

### (5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。）とする。

### (6) 作成要領及び注意事項

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る実施方針策定等支援（P F I アドバイザリー）業務公募型プロポーザル提出書類作成要領（以下「提出書類作成要領」という。）に従い作成すること。

### (7) 参加表明書等の無効

提出書類について、本募集要領及び提出書類作成要領（以下「本募集要領等」という。）に適合しない場合は、無効とする場合がある。

(8) 参考資料の提供

参加表明書を提出した者については、参考資料（山形県立寒河江工業高等学校教育計画、PFI導入可能性調査結果等）を電子メールにより提供する。

(9) その他

要求した内容以外の書類等については、受理しない。

8 参加表明書に係る質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問書の様式 様式10による。

イ 提出期限 平成30年12月28日（金）午後5時

ウ 提出先 7（3）による。

エ 提出方法 持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。）  
又は電子メール（受信を電話で確認すること。）とする。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、平成31年1月7日（月）までに山形県のホームページにより行う（<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700001/somuka-top-shisetu/>）。

9 参加資格審査結果の通知

本プロポーザルに係る参加資格の審査は、7（2）に規定する提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は平成31年1月17日（木）までに通知する。

10 企画提案書等の作成及び記載上の留意事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3）

イ 履行実績（様式4）

ウ 実施体制（様式5）

エ 配置予定者（様式6）

オ 業務工程表（様式7）

カ 業務実施方針（様式8）

キ 特定テーマに対する提案（様式9-1、様式9-2）

ク 参考見積書及び積算内訳書（任意様式）

ケ 会社概要（任意様式、パンフレット等の添付でも可）

(2) 提出期限 平成31年1月22日（火）

(3) 提出先 7（3）による。

(4) 提出部数 正本1部、副本10部を提出すること。

(5) 提出方法 7（5）による。

(6) 作成要領及び注意事項 提出書類作成要領に従い作成すること。

## 11 企画提案書に係る質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出

- ア 質問書の様式 様式 11 による。
- イ 提出期限 平成 31 年 1 月 9 日 (水) 午後 5 時
- ウ 提出先 7 (3) による。
- エ 提出方法 8 (1) エによる。

### (2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、平成 31 年 1 月 15 日 (火) までに山形県のホームページにより行う (<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700001/somuka-top-shisetu/>)。

## 12 選定委員会の設置

企画提案書等の審査を行うため、山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る実施方針策定等支援 (P F I アドバイザリー) 業務委託事業者選定委員会 (以下「選定委員会」という。) を設置する。

- (1) 選定委員会は、企画提案書等の順位を審議し、決定する。
- (2) 選定委員会は、5 名で構成し、委員長及び委員を置く。
- (3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

## 13 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について審査を行うため、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、日時については変更する場合がある。

### (1) 日程等

- ア 実施場所 山形県庁 1101 会議室 (11 階)
- イ 実施期日 平成 31 年 1 月 28 日 (月)
- ウ 出席者 出席者は 4 名までとし、本業務を直接担当する者が説明を行うこと。
- エ その他 詳細な日程等については参加事業者に別途通知する。

### (2) 留意事項

- ア プレゼンテーションは 20 分以内とし、終了後、10 分程度のヒアリングを実施する。
- イ プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した企画提案書等のみを使用すること (プロジェクター、パソコン等による説明は認めない)。
- ウ 提出した企画提案書等以外の資料を使用した場合、提案を無効とする。
- エ プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

## 14 企画提案書等の特定方法

企画提案書等の特定は 12 の選定委員会が行い、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、以下に掲げる方法により評価した上で、最も優れた提案者を特定するほか、次に優れた提案者を次点とする。ただし、提出された全ての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、提案者を特定しない場合がある。

### (1) 評価方法

次表の評価項目の審査内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。全ての選定委員の合計点で評価する。

番号	評価項目	審査内容	配点
1	類似業務の実績	・提案者（法人）の類似業務の実績は十分か	10点
2	配置予定者の実績	・総括責任者及び各主任者の類似業務に従事した実績は十分か	15点
3	実施体制	・総括責任者、建築技術・法務・財務等の各主任者及び各担当者は適切に配置されているか	10点
4	業務実施方針	・提案内容は的確性及び実現性を有しているか ・業務工程は適切か	15点
5	特定テーマ1に対する提案	・提案内容は的確性及び実現性を有しているか ※テーマについては様式9-1参照	20点
6	特定テーマ2に対する提案	・提案内容は的確性及び実現性を有しているか ・業務工程は適切か ※テーマについては様式9-2参照	20点
7	価格	・見積価格は適切か ・積算内訳書は適正か	10点
合 計			100点

### (2) 結果の通知及び非特定理由の説明

ア 審査結果は全ての提案者に対し、書面により通知する。

イ 特定した最も優れた提案者と本業務委託契約締結の協議を行い、協議後、あらためて見積書を徴し、契約を締結する。なお、この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含み、協議の結果、仕様書を修正する場合がある。

ウ 特定されなかった者は、アの通知を受けた日から7日（県の休日を除く。）以内に書面（書式自由、ただしA4判）により山形県知事に対して非特定理由について説明を求めることができる。

エ 非特定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

オ 非特定理由の説明請求の受付場所は7（3）による。

### (3) 次点の繰上

（2）イの協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の提案者と契約締結の協議を行う。

## 15 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加表明書等及び企画提案書等（以下「提出書類」という。）の提出期限、提出場所、提出方法等が本募集要領等に適合しなかった者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載や選定委員会委員への接触、その他不正の行為をした者。  
なお、虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 参加表明書等の提出期限の日から契約締結日までの間に、指名停止の措置を受けた者。
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった者又は指定した時間に遅れた者。
- (5) 参考見積書の価格が2（3）提案上限額を上回った者。
- (6) その他本募集要領等に定める手続き、方法等を遵守しなかった者。

## 16 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 契約書は、業務委託契約時に作成する。
- (3) 5（7）に掲げる要件を満たさない者も7の参加表明書等を提出することができるが、参加表明書等の提出期限までに入札参加資格審査申請書類を提出し、企画提案書等の提出期限までに当該要件を満たす必要がある。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出書類の取扱い
  - ア 提出書類は、返却しない。
  - イ 提出書類は、提出者に無断で使用しないものとする。
  - ウ 企画提案書等の提出後は、当該提案書に記載した内容の変更は、原則として認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定者は、原則として変更できない。  
ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者を充てることとし、事前に発注者の承諾を得なければならない。
  - エ 提出書類は、本プロポーザルに必要な範囲で複製を作製することがある。
- (6) 企画提案書等は提案者1者につき1案とする。
- (7) 参加表明書等提出後に本プロポーザルを辞退する場合は参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (8) 企画提案書等の提出者が1者のみの場合であっても、14（1）に定める評価方法に従って評価を行い、その提案内容が本業務の受注者に適していると認められる場合は、最も優れた提案者として特定する。  
なお、企画提案書等の提出者がいない場合は、提案者の特定は行わない。
- (9) 本業務の受注者及び協力事業者（連携を依頼する予定の者、業務の一部の再委託を予定する者、資本もしくは人事等において一定の関係のある者）は、本件に係るPFI事業への応募又は参加を不可とし、当該事業の応募企業、応募企業のグループの一員又は協力企業となることができない。

- (10) 本業務の契約は、14（2）又は（3）の提案者で行う予定であるが、当該提案者が、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当することとなった場合には契約の締結を行わないことがある。
- (11) 参考見積書（任意様式）には、消費税及び地方消費税（税率8%）を含んだ額を記載し、会社印・代表者印を押印すること。  
また、参考見積書には、単価・人員等の積算の内訳が確認できるよう、各業務に係る作業項目ごとに詳細を記載した積算内訳書を作成し添付すること。
- (12) この公募については、県の都合により変更、中止する場合がある。
- (13) 提出された企画提案書等については、第三者から開示請求があった場合、山形県情報公開条例（平成9年12月山形県条例第58号）第5条第1項の規定により開示することがある。また、記載内容の開示の可否について意見を求めることがある。